

## 明 細 書

|     |                                                   |   |
|-----|---------------------------------------------------|---|
| 名 称 | 令和8年度 舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス 4,079,077m <sup>3</sup> | 円 |
|     | 消 費 税 等 相 当 額                                     | 円 |
|     | 合 計                                               | 円 |

| 契約内容                                                                                                                                                   | 数量  | 摘要 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|
| ① 都市ガスの種類<br>13A 中圧 A<br><br>② 契約最大ガス使用量<br>1,600m <sup>3</sup> /h<br><br>③ 契約年間ガス使用量<br>4,079,077m <sup>3</sup><br><br>④ その他<br>詳細内容については都市ガス供給仕様書による | 1 式 |    |

# 都市ガス供給仕様書

## 1 概要

- (1) 需要場所      大阪市舞洲スラッジセンター  
                         大阪市此花区北港白津2丁目2番7号
- (2) 業種及び用途   公共下水道事業（汚泥処理施設）

## 2 ガスの概要

- (1) ガスの種類      都市ガス 13A
- (2) 供給熱量      一般ガス導管事業者が定める供給約款による
- (3) 供給圧力      中圧 A

## 3 使用条件の概要

- (1) 契約最大ガス使用量：1,600m<sup>3</sup>/h  
（契約最大ガス使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう）
- (2) 契約年間ガス使用量：4,079,077m<sup>3</sup>  
（契約年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の契約予定月別使用量の合計量をいう）
- (3) 予定年間ガス引取量：2,855,354m<sup>3</sup>  
（予定年間ガス引取量とは、契約で定める発注者が1年間において最低引き取らなければならないガス量をいう）
- (4) 契約最大需要期使用量：1,392,498m<sup>3</sup>  
（契約最大需要期使用量とは、需給契約期間の12月～翌3月における合計ガス使用量をいう）
- (5) 契約予定月別使用量は、別紙1による

## 4 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする（1年間）

## 5 ガス料金の算定基準

- (1) ガス料金は、財務省貿易統計の令和6年5月から令和7年4月の公表値の平均原料価格（LNG 93,692 円/t、LPG 94,239 円/t）を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。なお、石油石炭等租税課金は LNG 1,860 円/t、LPG 1,860 円/t を用いて算出するものとする。

- (2) 託送料金単価は、一般ガス導管事業者の令和7年4月1日時点での託送供給約款（以下「託送約款」という）に定める託送供給料金を用いて算出するものとする。

なお、一般ガス導管事業者の託送供給約款等が改正され、託送供給料金が変更となった場合は、発注者と供給者が協議のうえ、料金単価の調整を行うものとする。

## 6 ガス料金単価調整

- (1) ガス料金の価格変動があり、原料費が変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときは、大口供給条件に基づき改定できるものとする。

ただし、単価調整は、2ヶ月ごとにできるものとする。

- (2) 単価調整とは、入札時に算出された基準平均原料価格と請求時に算出された平均原料価格の差額を基準平均原料価格の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。

- (3) 単価調整を行う場合は、入札時と請求時の原料費の算出資料を提出するものとする。

- (4) 調整とは、一定期間内のコストの変動に伴い、各社の基準となるガス料金単価に修正を加えるべき増減分を意味する。

- (5) これらによりがたい場合は、別途協議するものとする。

## 7 契約年間ガス使用量の増減

大阪市舞洲スラッジセンターにおけるガス使用量は、都合により契約年間使用量を上回る、または下回ることがある。

## 8 予定年間ガス引取量の未達

予定年間ガス引取量に満たず、補償料の支払いが発生した場合は、精算額を請求することができる。

## 9 契約最大ガス使用量の超過

契約最大ガス使用量を超過し、補償料の支払いが発生した場合は、精算額を請求することができる。

## 10 契約最大需要期使用量の超過

需給契約期間の12月～翌3月における実績使用量が契約最大需要期使用量の105パーセントを超過し、補償料の支払いが発生した場合は、精算額を請求することができる。

## 11 ガス料金の算定

ガス料金は、1ヶ月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう）の使用量により算定する。なお、入札時の契約年間使用量が予定使用量であるため、契約期間中における毎月のガス使用量に応じて計算する。

## 1 2 ガスの安定供給

ガス供給者は、舞洲スラッジセンターにおけるガスの安定供給をはからねばならない。  
ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、またはガスの使用を制限、若しくは中止の申し出ができる。

- (1) ガスの需給上やむを得ない場合
- (2) ガス供給会社のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) ガス供給会社のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

## 1 3 ガス使用量の測定方法

- (1) ガス導管事業者が設置した計量器により毎月検針を行うものとする。
- (2) 検針場所は、地下1階ガスガバナー室（メーター6箇所）とする。  
(別図1～3による。)
- (3) 使用期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとする。

## 1 4 ガス供給設備の財産分界点

敷地境界とする。

## 1 5 秘密の保持

ガス供給者は、業務上知り得た情報並びに事項については、他に漏らしてはならない。  
また、供給期間終了後も同様とする。

## 1 6 その他

応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

【本市担当者】 大阪市此花区北港白津2丁目2番7号

大阪市舞洲スラッジセンター 山下 篤哉 Tel.06-6460-2830

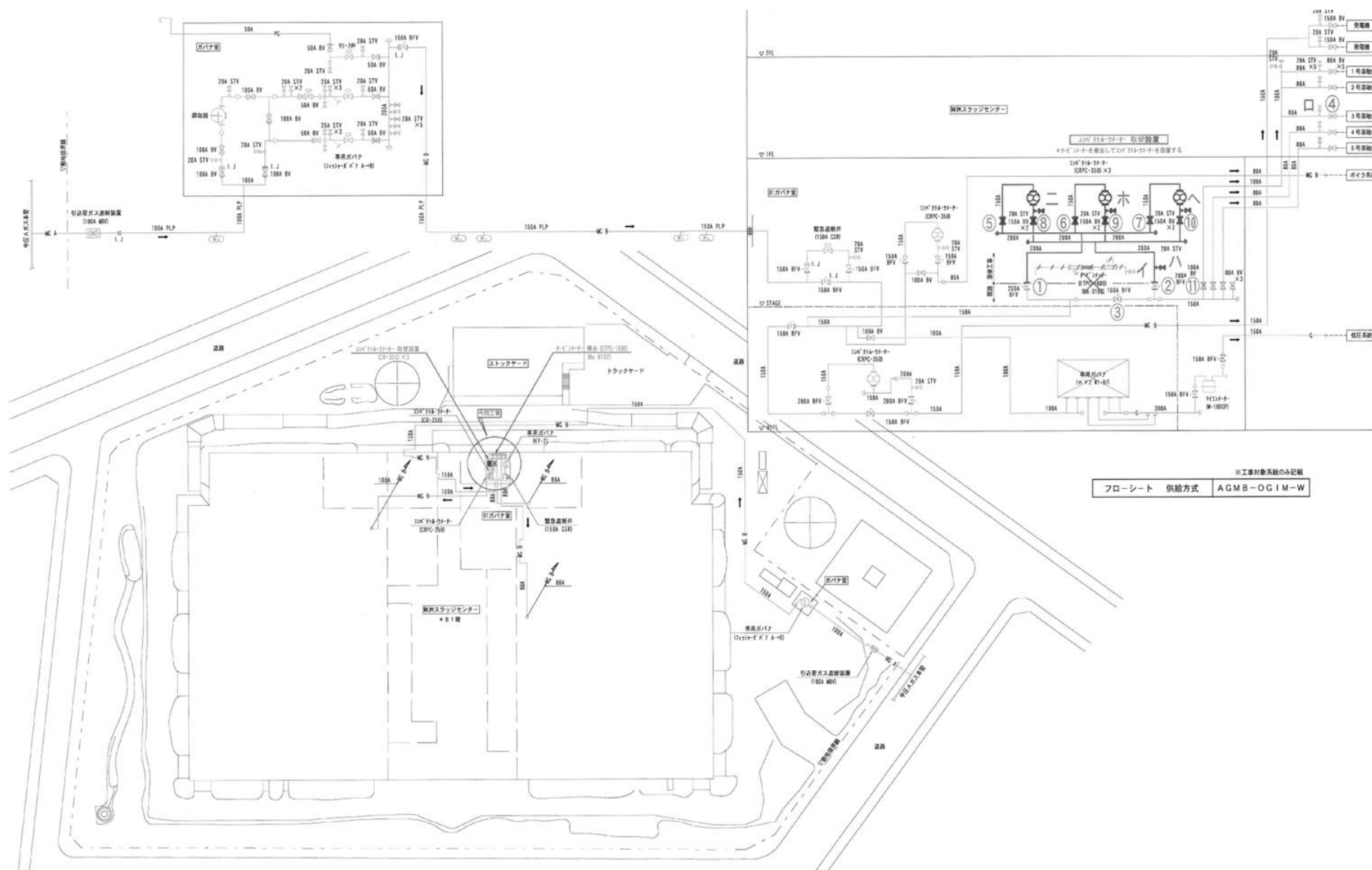
以 上

## 令和 8 年度 予定月別使用量

| 月別    | ガス使用量<br>( $\text{m}^3$ ) | 最大ガス使用量<br>( $\text{m}^3/\text{h}$ ) |
|-------|---------------------------|--------------------------------------|
| 4 月   | 307, 870                  | 1, 600                               |
| 5 月   | 378, 603                  | 1, 600                               |
| 6 月   | 333, 441                  | 1, 600                               |
| 7 月   | 383, 396                  | 1, 600                               |
| 8 月   | 306, 931                  | 1, 600                               |
| 9 月   | 321, 230                  | 1, 600                               |
| 1 0 月 | 353, 798                  | 1, 600                               |
| 1 1 月 | 301, 310                  | 1, 600                               |
| 1 2 月 | 367, 943                  | 1, 600                               |
| 1 月   | 340, 585                  | 1, 600                               |
| 2 月   | 292, 332                  | 1, 600                               |
| 3 月   | 391, 638                  | 1, 600                               |
| 合計    | 4, 079, 077               | —                                    |

※ 最大ガス使用量：1 時間あたりのガス使用量の最大値（デマンド）

別図 1



別図 2



# 舞洲スラッジセンター・ガス設備状況一覧表

別図 3

## 〔建物概要〕

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 建物規模    | 地下B1F, 地上6F (高さ31.4m) |
| 建物区分    | 工業用建物                 |
| 用途      | 溶融炉、蒸気ボイラー、空調         |
| 代表ご使用番号 | 33-15-392-01-7000     |
| 図面番号    | 104-95-463            |
| 建物番号    | 33-27-104-09044-6     |

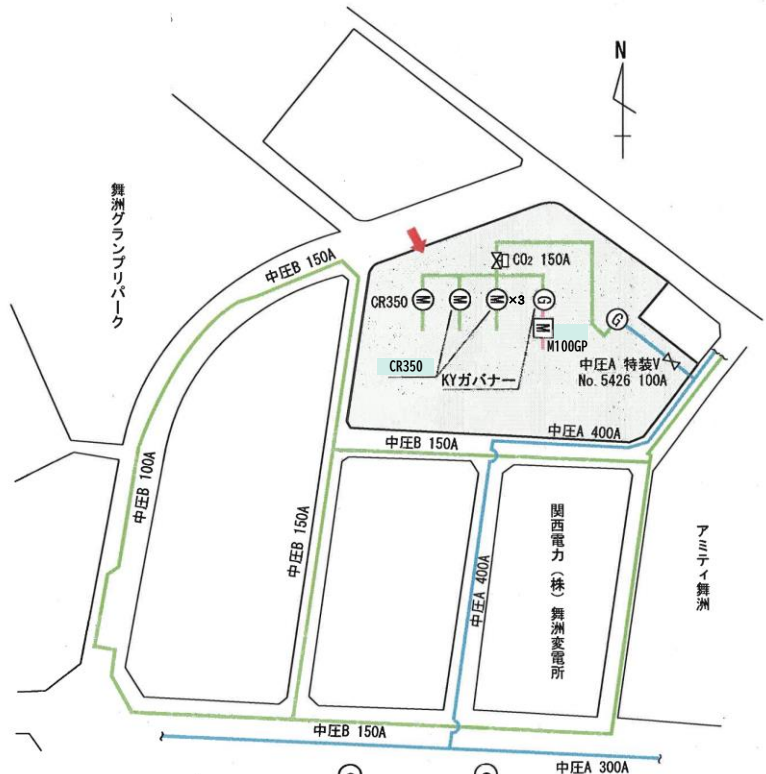
## 〔メーター概要〕

| 使用系統   | 型式     | 家番   | 圧力  |
|--------|--------|------|-----|
| 空調     | M100GP | 7010 | 低圧  |
| 蒸気ボイラー | CR350  | 7020 | 中圧B |
| ガスタービン | CR350  | 7000 | 中圧B |
| 溶融炉    | CR350  | 7015 | 中圧B |
|        | CR350  | 7025 | 中圧B |
|        | CR350  | 7030 | 中圧B |

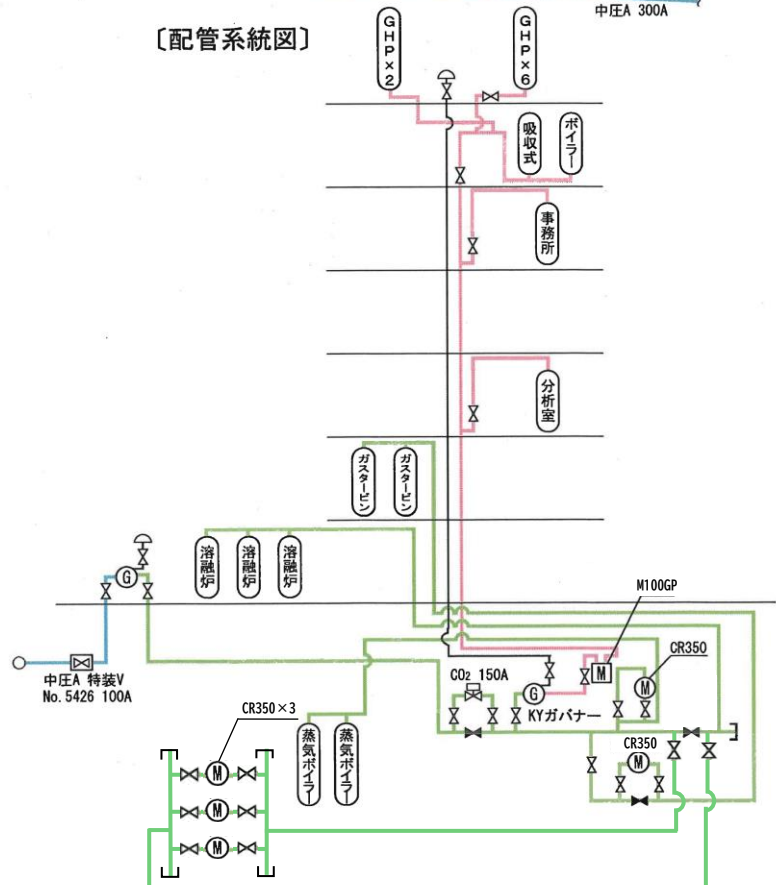
## 〔緊急遮断弁概要〕

| 圧力  | 停止ライン | 設置場所 | 作動方式   |
|-----|-------|------|--------|
| 中圧B | 全館    | B1F  | CO2ポンプ |

## 〔中・低圧ガス引込位置図及び進入路図〕



## 〔配管系統図〕



## 凡 例

|             |                    |             |          |       |       |           |              |        |        |         |     |            |               |                |              |             |             |
|-------------|--------------------|-------------|----------|-------|-------|-----------|--------------|--------|--------|---------|-----|------------|---------------|----------------|--------------|-------------|-------------|
| 緊急遮断弁 (GSR) | 緊急遮断弁 (BLSR, BHSR) | 緊急遮断弁 (バネ式) | リリーフガバナー | 中圧H R | 圧力安定器 | 地区・専用ガバナー | ルーツ・タービンメーター | 膜式メーター | サブメーター | ガス漏れ警報器 | 感震器 | 安全確認弁有テナント | I 型安全確認弁有テナント | II 型安全確認弁有テナント | B型連動遮断弁有テナント | サブメーター有テナント | サブメーター無テナント |
|-------------|--------------------|-------------|----------|-------|-------|-----------|--------------|--------|--------|---------|-----|------------|---------------|----------------|--------------|-------------|-------------|

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書（その他の請負契約）

### （条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

## 特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06－6615－6436）に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること